

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

愛媛県美術館の使用料の額の適正化を図るため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

愛媛県美術館の施設使用料の額を引き上げる。

別表（第13条関係）

種 別		単 位	改正後	現 行	
施 設 使用料	展示室	1室1日につき	最大 28,920 円	最大 28,600 円	
	講堂	1日につき	最大 7,690 円	最大 7,610 円	
	研修室	1日につき	4,600 円	4,550 円	
	県民ギャラリー	全室使用	1日につき	53,490 円	52,860 円
		単室使用	1室1日につき	最大 14,840 円	最大 14,670 円

3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

4 経過措置

改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

議案第15号

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県美術館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第13条関係）			
1 省略			
2 施設使用料			
企画展示室1	区分	使用料	使用料
	入場料が無料の場合	14,760円	
企画展示室2	区分	使用料	使用料
	入場料が有料の場合	23,610円	
常設展示室1	区分	使用料	使用料
	入場料が無料の場合	14,760円	
常設展示室2	区分	使用料	使用料
	入場料が有料の場合	23,610円	
常設展示室3	区分	使用料	使用料
	入場料が無料の場合	11,810円	
常設展示室3	区分	使用料	使用料
	入場料が有料の場合	18,890円	

特別展示室 1	入場料が無料の場合	4,980円	
	入場料が有料の場合	7,960円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,500円	
	入場料が有料の場合	5,600円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,820円	
	入場料が有料の場合	9,310円	
講堂	入場料が無料の場合	午前9時40分から 正午まで	1,810円
		午後1時から 午後6時まで	3,000円
		全日（午前9時40分 から午後6時まで）	4,810円
		午前9時40分から 正午まで	2,890円
		午後1時から 午後6時まで	4,800円
研修室	入場料が有料の場合	全日（午前9時40分 から午後6時まで）	7,690円
		午前9時40分から 正午まで	1,990円
		午後1時から 午後6時まで	2,610円
	全日（午前9時40分 から午後6時まで）	4,600円	
県民ギャラリー1		14,840円	
県民ギャラリー2		11,650円	
県民ギャラリー3		3,170円	

特別展示室 1	入場料が無料の場合	4,920円	
	入場料が有料の場合	7,870円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,460円	
	入場料が有料の場合	5,530円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,760円	
	入場料が有料の場合	9,210円	
講堂	入場料が無料の場合	午前9時40分から 正午まで	1,790円
		午後1時から 午後6時まで	2,970円
		全日（午前9時40分 から午後6時まで）	4,760円
		午前9時40分から 正午まで	2,860円
		午後1時から 午後6時まで	4,750円
研修室	入場料が有料の場合	全日（午前9時40分 から午後6時まで）	7,610円
		午前9時40分から 正午まで	1,970円
		午後1時から 午後6時まで	2,580円
	全日（午前9時40分 から午後6時まで）	4,550円	
県民ギャラリー1		14,670円	
県民ギャラリー2		11,530円	
県民ギャラリー3		3,130円	

県民ギヤラリー4	4,230円
県民ギヤラリー5	4,230円
県民ギヤラリー6	2,110円
県民ギヤラリー7	2,110円
県民ギヤラリー8	6,350円
県民ギヤラリー9	2,750円
県民ギヤラリー10	2,850円
県民ギヤラリー11	2,850円
県民ギヤラリー12	3,170円

注 県民ギヤラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、53,490円とする。

3 省略

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

議案説明

愛媛県美術館の使用料の額の適正化を図り、負担の公正化に資するため、この規則の一部を改正しようとするものである。

県民ギヤラリー4	4,180円
県民ギヤラリー5	4,180円
県民ギヤラリー6	2,080円
県民ギヤラリー7	2,080円
県民ギヤラリー8	6,280円
県民ギヤラリー9	2,720円
県民ギヤラリー10	2,810円
県民ギヤラリー11	2,810円
県民ギヤラリー12	3,130円

注 県民ギヤラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、52,860円とする。

3 省略